

第4章 具体的な取組の方向性

※ 特段の記載がない限り、取組の主体は、農業者や農業関係機関・団体など全ての関係者とします。

1 「心」づくり

農業・農村の振興を図るためには、せたな町の農業者や関係者が、主体的・自主的に地域の課題などを分析し、そのためには何が必要なのか議論し、その上で必要な振興策や改革策を検討して、取りまとめ、実行していく必要があります。

農業振興策の一つとして、高収益なブランド作物の確立が考えられ、他の地域でブランド野菜産地の確立などにより高収益な農業経営を実現している事例が全国各地にあります。こうした地域では、単価の変動など良い時も悪い時もありながら、順調に売り上げを伸ばしてきましたが、次の5原則のとおり、石の上にも30年辛抱し、地域で一体となりブランドを確立し、儲かる農業を築いてきました（道南農業試験場技術普及室）。

- 〔 ① 我慢すること、② 粘り強いこと、③ 攻め続けること、
④ 協調すること（共有すること）、⑤ 仲間を作ること（結集力） 〕

この5原則では、地域の人々の「心」の持ち方や「まとまり」の部分が非常に重要で、地域全体で新しいことを取り組むにあたっては、上記の5原則を取り入れていくことが必要と考えられます。

また、何事も改革する場合には、地域内で異論や反対論も出ることが通常です。その際には、長い目で先見性を持ちながら地域や団体内をまとめるリーダーの存在が不可欠です。しかしながら、地域のリーダーは早々に輩出できるものではなく、若い青年期から育てていくことが必要です。

農業・農村の振興を図る土台として、「心」の部分育て、農業者や関係者に上記5原則の意識を醸成し、そして、地域リーダーを育成するため、特に若い青年農業者や新規就農希望者、農業関係機関・団体職員等の農業技術等に関する学習機会を強化することとします。



【将来を期待される各JA青年部】
上段：
デーリーヤング
下段左：
JAきたひやま
青年部
下段右
JA新はこだて
若松基幹支店
青年部

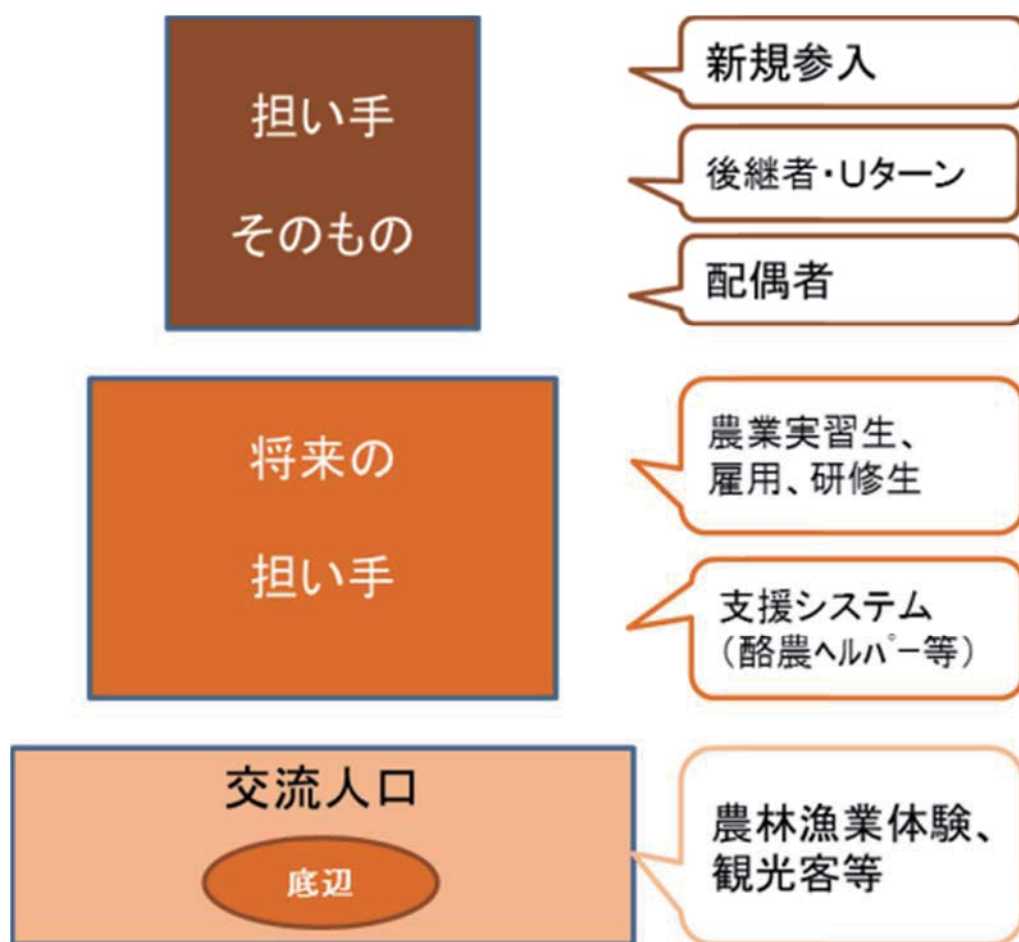
2 「人」づくり（担い手の育成・確保並びに既存経営体の経営安定）

せたな町の農家戸数の減少傾向や経営主の高齢化等を考慮すると、担い手の育成・確保は喫緊の課題です。

「人」づくり、つまり担い手対策を考える上で、新規参入者や後継者などの「担い手そのもの」を増やすことはもちろん、その「将来の担い手」となる農業実習生や研修生、さらには、その「底辺」となる農村への観光客等「交流人口」を増やすことが重要なことから、本ビジョンでは、底辺となる「交流人口」を考えた上で、その次に「将来の担い手」、そして、「担い手そのもの」の対策の方向性を示します。

また、既存の経営体については、国の農政への適切な対応などを進め、経営体の体質強化を通じ、農業所得の向上と経営の安定を図ります。

【担い手対策の対象】



(1) 交流人口の拡大

ア 魅力ある農村づくり

イ グリーン・ツーリズムの推進

（「6 農村環境づくり」の項で記載）

(2) 将来の担い手の拡大

農業実習生や酪農ヘルパー、法人等の従業員などの将来の担い手は、単なる労働力であるだけでなく、将来の新規就農や経営継承につながる貴重な存在です。このため、次のとおり各種取組を通じて、将来の担い手をせたな町に呼び込むとともに、その定着を図ります。

ア 研修生・農業雇用の募集

収穫等農繁期において短期的な雇用労働が不足しているという声もあります。最近の若者等はインターネットによる検索や北海道農業担い手育成センターを通じて働き口を探すことが多いことから、JA等のホームページに雇用労働募集のページを作成するとともに、町内外の関連インターネットにリンクし、町外を含めた就業希望者などを募集します。

また、ハローワークへの求人広告の掲載など、農業者自らも研修生募集や雇用確保に取り組むこととします。

イ 研修受け入れ体制の検討

農業研修生は、農業経営の労働力になるだけでなく、将来、新規就農者等になり得る可能性を秘めた地域にとって重要な人材です。

しかしながら、現在のせたな町の受け入れ体制は、各農業者の個人的つながりなどによる個別対応が中心と考えられます。

このため、道内外の先進事例を参考に指導農業士などの農業者の受け入れのあり方や関係機関・団体との役割分担・連携のあり方など、地域的・組織的な受け入れ体制の強化について検討します。

ウ せたな町農業センターの活性化に向けた検討

せたな町農業センター（以下、「センター」）は、現在、土壌診断やブロッコリーの苗供給、各種作物のモデル実証展示、新品種奨励品種決定試験などの業務を実施しているところです。

このセンターを効果的に活用し、担い手の育成・確保や後継者等の資質向上拠点とするため、町は農業者や農業団体とともに、研修機能の付与やJAとの一体となった運営などその機能や運営のあり方などについて検討することとします。



(せたな町農業センター)



(農業センターにおける新規有望作物(リーキ)収穫)

エ 農村移住等の促進

町内への農村移住や新規就農を促進するため、定年帰農など多様な農外からの参入希望に対して、農業団体や行政が連携して、受入情報収集発信等を検討することとします。

(3) 担い手の育成・確保

ア 新規就農者に対する支援

町独自支援策として実施している「産業担い手育成対策」(新規就農者や集落営農組織設立に対する助成)については、町外から担い手と呼び込む重要な対策であることから継続し、その育成・確保を図ります。

また、研修希望者については、指導農業士等農業者などでの研修を実施するとともに、国や道などの新規就農施策を活用しながら、新規就農希望者等の受け入れを推進します。

新規就農者の就農後については、JAや普及センターなどが中心となって、経営的・技術的な指導を実施するとともに、心のケアを含めてフォローするものとします。

<コラム6>せたな町の産業担い手対策

せたな町では、新たに産業を営み、また、新たに産業に就業しようとする担い手を育成するため、「せたな町産業担い手育成条例」に基づき、次のとおり奨励金や補助金を交付しています。

【奨励金】

区分	奨励金交付額	備考	
新規学卒 Uターン等就業者	100万円	就業時	50万円
		5年後	50万円
新規就業者	200万円	新規就業時	100万円
		5年後	100万円
集落営農組織	200万円	設立後営農実態がある場合	100万円
		5年以内に農業生産法人設立	100万円
漁業研修所就学	25万円限度	1年間	

【補助金】

- ・農業経営基盤強化促進法により利用権の設定をした場合、1年分の賃貸料又は150万円のいずれか低い額を5年間交付
- ・農漁業を開始する年度に、農用地・農業施設・船舶・漁業施設を取得した場合、固定資産税の税額を5年間補助
- ・農漁業経営に必要な農用地・船舶・住宅(新築)・漁網・機械・施設を導入するため、制度資金を借り入れた場合、年2%の利子補給金を交付

(注)平成25年度現在。今後、見直しも有り得ます。

イ 農業支援システム（農作業受委託組織等）並びに法人経営の育成

高齢化や労働力不足に対応するため、農作物の播種や収穫、飼料作物の収穫・調整等を請け負うコントラクターや飼料の供給・販売を行う TMR センターが全国・全道的に育成されているところです。

また、地域の農業者が一体となり、農地を守りながら、地域農業の維持・発展をめざす地域連携型法人が全道各地で設立されています。

こうした農作業受委託組織や法人経営などについて、地域や農業者等の機運の盛り上がりや構想の実現可能性などを踏まえ、町の施策である「産業担い手育成対策」などを活用し、その立ち上げなどに支援し、その育成を図ることとします。

また、酪農家等のゆとりを創出するための酪農ヘルパー利用組合に対する町の支援については、財政状況を勘案しながら継続します。

ウ 地域を担うリーダーの育成・青年農業者の学習機会の充実

せたな町の農業・農村を担い、経営感覚に優れたリーダーを育成するため、若い青年農業者や新規就農希望者、団体の若手職員等を対象に、せたな町農業センターを核にした農業研修を実施するとともに、道等が実施する各種研修への派遣、農閑期を中心とした座学研修など、青年農業者等の学習機会を充実します。

<コラム 7> せたな町における産業担い手に対する研修支援制度について

せたな町では、産業視察や研修を実施する際の経費について支援し、農業など産業に従事する若者の資質向上を図ることとしています。

区分	内 容
助成根拠	せたな町担い手育成基金助成規則(平成 17 年 9 月 1 日 規則第 37 号)
対 象 者	農業、林業、漁業又は商工業に従事する 40 歳未満の者が産業視察又は研修のための国内外に旅行する国内外派遣研修事業に対し助成
対象経費	対象経費は、交通費、宿泊料及び参加料等とし、その 3 分の 2 以内の額を限度
備 考	他の機関・団体等からの助成がある場合にはその額を産出額から減額 助成対象者は、農協や漁協、商工会等の推薦を得るものとする

エ パートナー対策の実施

青年農業者の出会いの場を確保するため、J A 青年部などが主体となって、近隣町も含めた各 J A 間で連携し、交流促進活動などを開催します。

また、町では、農漁業後継者の結婚難解消のため、昭和 46 年から結婚相談所を開設し、女性との交流の場の提供を行ってきましたが、近年、参加者数が減少していることから、事業のあり方について、より効果的にパートナーを確保できるよう検討します。



(農業青年の勉強風景)



(平成 25 年 7 月「檜山北部 AGRI FESTA」)

オ 女性や高齢者の活躍できる環境づくり

女性農業者の経営参画や地域活性化に向けた取組を促進するため、各種研修会へ参加するとともに、女性ふれあいセンターなどを活用した農産物加工などを推進します。

技能や豊富な知識、経験など高齢者の有する知識や技術を農業生産や地域活動に活かせるよう、高齢者の活動を促進します。



(農村女性によるベコモチづくり)

(4) 持続的な農業経営の展開と農業所得の向上

ア 地域を支える経営体育成

国や道の農業施策の適切な運用を図るなど、農業経営の安定と経営体の体質の強化を推進するとともに、関係機関・団体の役割分担の見直しなど推進体制の構造改革を進めます。

イ 負債対策の推進

意欲と能力がありながら、負債の償還に支障を来している農業者の経営改善や経営継承の円滑化を図るため、償還負担の軽減や円滑な借り換えを推進します。

ウ 農作業安全の推進

農作業事故を防止するため、関係機関が実施する研修会や啓発活動への参加を通じ、農業機械の効率・安全利用を推進します。

3 「土・農地」づくり

(1) 「土」づくり

せたな町の農業生産（特に畑作・園芸）は、単収が低いことなど生産性や品質の向上が課題です。生産性等が低い要因の一つとして、土壌の肥沃度が低いことが考えられ、豆類や馬鈴しょに偏重した輪作体系やほ場へのたい肥投入が不十分であることが考えられます。

このため、耕種農家と畜産農家との連携による、たい肥や緑肥等の有機質資材の積極的なほ場還元や、土壌診断に基づく適正な施肥などを実施し、農業の基本となる「土」づくりを推進します。



(たい肥製造)



(たい肥散布)

(2) 担い手への農地利用集積の促進

せたな町では、農地が分散し、「出作」や「賃貸借」等によって対応している農業者が多い状況で、作業の効率性などを考えると、できる限り農地を集積することが重要です。

このため、「人・農地プラン」の作成などを通じ、国等の事業を活用しながら、担い手への農地の利用集積を促進します。

(3) ほ場の大区画化等の推進

せたな町のほ場（特に耕種部門）については、他地域に比較して小區画なほ場が多く、作業効率が悪いことから、規模拡大が進んでいない状況となっています。

このため、担い手への農地の利用集積を図るとともに、補助事業を活用しながら、ほ場の大区画化、連担化を計画的に推進します。

(4) 基盤整備、土地改良施設等の適正な整備・維持管理の推進

ほ場の排水改良や農地の整備、草地更新などについては、地域の実情や農業者の意向に合った土地基盤整備を、補助事業を活用して計画的に推進します。

また、用排水路や水利施設の整備や管理の団体化などの適正な維持管理・運営を行い、その機能の維持増進に努めます。



(西兜野排水機場)

暗渠排水工施工状況



4 「農」・「食」づくり

(1) 多様で豊かな「せたな農業」の持続的発展

せたな町農業の特色として、様々な品目が栽培できる気象・土壌条件を活かした様々な農畜産物などバラエティ豊かな品目の多様性と、自然栽培や有機農業、クリーン農業、自然循環型畜産など特色ある経営方式の多様性があります。慣行栽培法による経営体はもちろん、こうした多様で豊かな農業や取組、経営体の利点を取り入れつつ、農業・農村の発展を図っていくこととします。

(2) 高収益作物（またはブランド品目）の導入・検討

せたな町農業の課題として、全道の中でも最低水準の農業所得の改善があります。このため、主力品目である米や生乳等の畜産物、畑作物、野菜等の品質や生産性向上などレベルアップを図ることはもちろん、高収益作物、又はブランド品目の導入・確立を農業者や団体等が主体となって検討・推進します（関連項目：5の（1））。

(3) 主力農畜産物の品質や生産性のレベルアップ

主力品目である米や生乳、畑作物、野菜等について、その品質や生産性の向上などレベルアップを図るため、各品目の基本技術を励行するとともに、消費者や実需者のニーズに対応した計画的かつ安定的な生産・供給を推進します。

また、水稻の直播栽培など省力・低コスト技術の導入を図るとともに、作業受委託や適正な機械化体系の確立などの取組を推進します。

特に、せたな町の優位点である水田・畑作経営と畜産経営の存在を活かし、稲わらの畜産利用（敷料・飼料）や耕種作物におけるたい肥施用など耕畜連携を進めるとともに、適正な輪作体系の確立を推進します。



(4) 品目別の取組の方向性（耕種）

ア 稲作

せたな町は、道内で有数の米の作付面積を誇る水稻の主産地ですが、収量の安定性や低タンパク米比率、クリーン農業比率などが低いことが要因となって、米の生産数量目標得点が全道平均以下となっています。

せたな町が、道内の主要産地に負けない「米どころ」としての地位を確立するため、消費者や実需者ニーズに応える高品質・良食味の「売れる米づくり」を基本とし、生産数量目標得点向上に向けて取り組めます。

具体的には、次の項目について、産地のレベルアップに向けて基本技術の励行や新たな取組の拡大などの導入を検討します。

A 収量の安定性：土づくり、移植適期、水管理、施肥等の基本技術

B 低タンパク米生産：低タンパク品種の作付拡大やわら搬出など
低タンパク米生産に資する技術

C 環境保全型稲作の取組拡大：環境に配慮した米づくりの推進のため、自然栽培や有機栽培、クリーン農業といった多様な米づくりを尊重するとともに、農業者等の意向を踏まえながら推進。特に、クリーン農業については、農薬・化学合成肥料を低減しながら、収量・品質等の確保が可能な技術であることから、米づくりのスタンダードになるよう検討

秋の稲わら焼却は、悪質な場合には関係法令に抵触するのみならず、米主産地としてのイメージを低下させ、消費者との信頼関係を損なうおそれがあることから、農業者や地域が主体となって、稲わら焼却禁止の呼びかけなどに取り組めます。



(収穫時期の水稻)



(稲穂)

＜コラム8＞稲わら燃やすな、情熱もやせ

道内外ともに、米の産地からは稲わら焼却による煙は上がりません。

せたな町では例年9月上旬から稲わら焼却による煙が上がり、煙で見通しが悪くなる日があります。

稲わら焼却は、米主産地としてのイメージ低下になるのみならず、悪質な場合には、法令違反になりますので、次の理由で止めましょう。

① 悪質な場合には法令違反になります。

＜関係法令抜粋（下記法令以外にも消防法等の規定もあり）＞
廃棄物の処理および清掃に関する法律（抜粋）
（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

一（略）。二（略）。

三 公益上若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与

える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

② 地力が低下し肥料費がかさみ、焼却するメリットはありません。

③ 視界が悪くなり、交通障害等になります。

④ 煙くて健康障害になります。

⑤ 稲わらを焼いても、いもち病菌はなくなりません。多少菌密度が高くても適期防除で予防できます。

イ 畑作（馬鈴しょ、豆類、麦類、ビート、そば、雑穀など）

消費者や実需者ニーズに即した品種の選択や計画的・安定的な生産による適正な輪作体系の維持・確立を基本に、緑肥やたい肥施用による土づくり、ほ場の透排水性の改善などにより品質や生産性を向上させるととともに、環境に配慮した農業生産活動の推進に適切に対応します。

畑作物のうち基幹作物である馬鈴しょについては、ジャガイモシストセンチュウやそうか病など土壌病害対策のための土壌検診・植物検診の徹底や抵抗性品種の導入などを推進します。



（馬鈴しょの収穫風景）



（馬鈴しょ（男爵））

【平成 24 年度そば and 俳句コンテスト優秀賞】



(有)新拓興業主催

〔 写真：八重樫由美子（北檜山区豊岡）
俳句：「蝉時雨きそって白いそばの花」 植村一枝（北檜山区豊岡） 〕

ウ 園芸（野菜・花き）

野菜や花き生産は、稲作等の複合経営に取り入れられ、経営の安定に大きな役割を果たしていますが、ほうれんそうやブロッコリーが比較的多く作付けされているものの、農業者ごとにバラバラな作物を小規模で栽培していることから、比較的小さな野菜産地となっており、この結果、ロットを十分確保できないなど市場での優位性が発揮できていないものと考えられます。

せたな町は、道内の中でも比較的温暖な気候条件であることから、多様な野菜や花き生産が可能な立地条件を有しています。

こうした有利な条件を活かし、消費者や実需者ニーズを踏まえながら、農業者がまとまりをもって、新規の高収益なブランド園芸作物の導入や既存品目のレベルアップ、販売ロットの確保、市場の開拓などを検討し、高収益なブランド園芸産地の確立を推進します。



(ほうれんそうの収穫)



(小かぶの収穫)

(5) 品目別取組の方向性（畜産）

ア 酪農・肉用牛

家畜の能力や飼養管理技術の向上を通じ、生乳等生産物の品質向上やコスト低減、省力化を推進するとともに、家畜の生理に即したストレスの少ない飼養管理を進め、家畜を快適な環境で飼育することにより、安全で良質な畜産物を供給する取組を推進します。

自給飼料に立脚した畜産経営を推進するため、経営の実情に応じた放牧技術の導入など、環境と調和した自然循環型畜産を推進するほか、飼料生産基盤の計画的な整備や飼料作物生産のための機械・施設の整備、効率的な飼料生産を行うためのコントラクター・TMRセンターなど飼料生産組織の育成など自給飼料増産対策の取組を推進します。

家畜ふん尿については、たい肥・液肥等としての有効利用を促進するとともに、町をはじめとする関係機関・団体が連携した指導・助言を行い、適正な管理を推進するとともに、稲わらとの交換など耕畜連携を推進します。

公共牧場については、畜産農家の生産コスト低減や省力化を支援するため、その利用拡大を推進し、各種事業を活用しその計画的な草地等の整備を推進します。



(乳牛の放牧)



(肉用牛の放牧)



(草地更新前)



(草地更新後)

イ 豚、羊、鶏

養豚については、衛生管理の徹底などを通じ、消費者に安全で安心な豚肉を供給するとともに、地域ブランドとして関係機関・団体が一体となったPR活動に努めることとします。

また、放牧養豚や、羊、鶏については、自給飼料や農場残さ等を活用した自給飼料主体型の飼養方式により、小規模ながら特色ある経営を推進します。



(めん羊)



(養鶏)

ウ 飼料自給率の向上（再掲）

せたな町の豊かな自給飼料基盤に立脚し、持続的な畜産の確立を図るため、自給飼料の増産や放牧、公共牧場の利用、稲わら等未利用資源や飼料用米の利用拡大など自然循環型畜産の取組を促進します。

飼料生産基盤の計画的な整備や飼料作物生産のための機械・施設の整備のほか、効率的な飼料生産を行うため、農業者の機運を踏まえ、コントラクターやTMRセンターなど飼料生産組織の育成など自給飼料増産対策の取組を推進します。



(牧草収穫の様子)



(稲わら収集の様子)

エ 家畜衛生対策

家畜伝染病の発生予防とまん延防止のため、せたな町家畜自衛防疫組合が中心となって、農業者自ら主体的に家畜衛生対策を推進します。

(6) 安全・安心な食品づくりに向けた取組の推進

農業生産段階における工程管理手法（GAP：Good Agricultural Practice）や畜産農場における使用衛生管理向上の取組認証基準（農場HACCP認証基準）については、衛生管理水準の向上に向けて、その導入の促進に向けて研究します。

(7) ヒグマやエゾシカなど鳥獣による農業被害防止対策の推進

ヒグマやエゾシカなど鳥獣による農業被害の防止に向けて、駆除活動への支援や農用地への侵入防止対策などについて、農業者の主体的な取組により、関係者や関係機関・団体が連携して総合的に推進します。



(熊の箱わな)



(鹿侵入防止柵)

5 「ブランド」・「付加価値」づくり

(1) 新たなブランド品目の検討

せたな町は、多様な農産物を生産できる地域特性を持っていますが、米や生乳に次ぐ町の顔となる特産品づくりやせたな町農業を代表するブランドづくりが必要と考えられます。

ブランドは消費者や市場から評価を得て生まれるものであり、これまで培ってきた農産物の評価を守りながら、より多くの消費者や実需者から「せたな町産」を選んでもらえる農産物・加工品づくりを進めていくことが必要です。

このため、既存の農産物の品質・生産性を向上させることはもちろん、新たな品目の導入検討などについて、生産者や農業団体が協調・連携して粘り強く検討し、取り進めていくこととします（関連項目：4の(2)）。

(2) 高付加価値化・6次産業化の推進

農産物価格が低迷する中で、限られた生産量によってできるだけ多くの所得を確保するためには、品質の向上や生産物の付加価値を高める取組が重要です。

しかしながら、せたな町においては、米や生乳、畑作物、野菜等の原料的生産が主体であり、全体としては、品質向上や加工等による農産物の付加価値向上の取組が遅れているものと考えられます。

このため、消費者や実需者のニーズを把握し、品質の向上に一層努めるとともに、市場における差別化や契約栽培について有利販売を推進するほか、農商工連携や6次産業化により農産物の加工や規格外品の利活用を検討することとします。

また、畜産物の加工については、一部の農業者が取り組んでいるところですが、その拡大については農業者などの機運の高まりを踏まえ、牛乳乳製品、食肉・鶏卵の加工などによる高付加価値化を推進します。



(せたな町の農産加工品の例)

(3) 地産地消の推進

地域で生産された農産物をその地域で消費するという地産地消の取組により、消費者と農業者の相互の理解を深める関係の構築が期待されています。

地産地消の一つの取組として「直売」がありますが、せたな町においては、「ふれあい市場」やJA等の一部店舗、一部の農業者の取組に留まっています。また、町で設置している「ふれあい市場」における農業者の発展が少なく、また、町外での販売や積極的なPR活動は少ない状況です。

さらに、24年7月に町が実施した農業者に対するアンケート調査では、「直売」の意向は89%の農業者が「取り組む予定はない」と答えるなど意識が非常に低い状況です。

直売により、農業者と消費者の相互の理解が深まることはもちろん、直売を通じて当町農業・農村のPRや売上いかんによっては所得向上にもつながるため、当町においても積極的に推進していくことが必要です。

このため、現状の取組などを踏まえながら、農業者や農業団体の主体性や創意工夫による直売や自ら町内飲食店への売り込みなど地産地消の拡大を推進します。



(ふれあい市場オープン(2009年))



(盛況のふれあい市場)

せたな食堂 期間限定 せたなだけ ここだけ いまだけ

せたな食堂 期間限定 せたなだけ ここだけ いまだけ

営業期間(予定)
7/14(土)~8/19(日)
11:30am~2:30pm

せたな食堂

土日祝日 平日

- ・せたなの食材にこだわった「自家製」な「せたな食堂」
- ・せたな産の新鮮な野菜・果物
- ・せたな産の新鮮な肉類・魚介類
- ・せたな産の新鮮な卵・鶏肉
- ・平日は「気持ちいい」ココロ定食、登場の日も!

(2012年夏のせたな食堂)



(せたな海鮮カレー)

(せたな食堂3点盛り)

- ミニトマト
- チーズ
- ベーコン

6 「農村環境」づくり

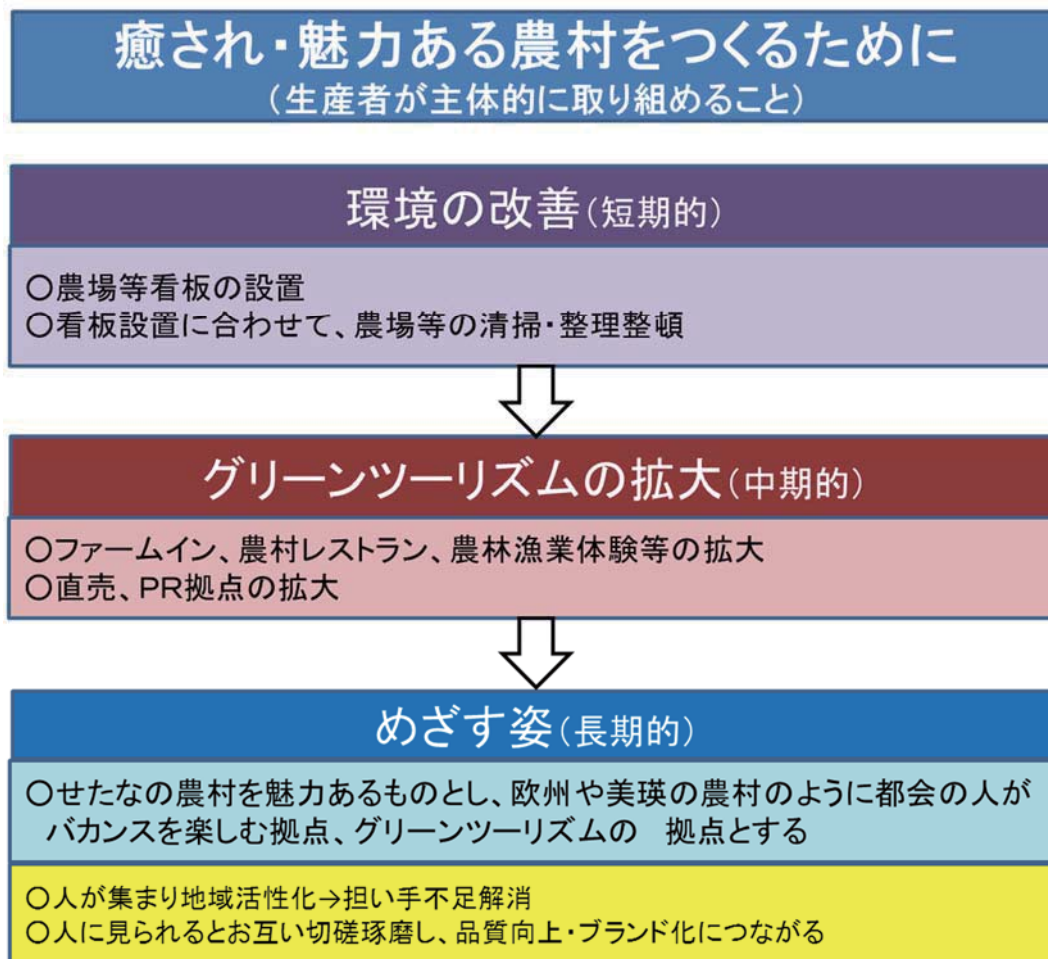
地域の活性化のためには、①地域外からたくさんの人に来てもらうこと、②来てくれた人に地域内でお金を使ってもらおうという2つのポイントがあります。その決め手は、優れた感性を持っている「若い女性」が集まり、「口コミ」で噂が広がることです。若い女性は、環境などが優れている「癒される地」と美味しい食品などの「本物の商品」（できれば世界一、日本一）を好むとされています（「まちはよみがえる」（船井幸雄）より）。

せたな町には、南北の秀峰に挟まれ、後志利別川などの清流、水質日本一の海など素晴らしい環境のもとで生産された農水産物があり、現状でも多くの観光客が訪れておりますが、農村地域の交流人口をさらに増やすために、せたな町の農村に人が自然に来たくなるような、さらに癒される、魅力ある地にする必要があります。

このため、次のとおり、長期的には都会の人が多数訪れる欧州や美瑛町のような農村をめざすこととし、このめざす姿に向かって、短期的には農場や農場周辺の環境整備から始まり、中期的にはグリーン・ツーリズムの拡大を図ることとします。

また、優れた環境を維持するために、環境と調和した農業を推進するとともに、歴史ある農業・農村文化を維持・継承することとします。

【交流人口拡大のための取組】



(1) 農場周辺等の環境整備の推進

農場や農場周辺に廃農機具・廃施設が放置されていたり、雑草等が繁茂、さらにゴミが散乱していたりすると見た目が美しくないばかりか、作業が非効率になるなど農業生産にとってもよい影響はありません。農場は人間の食料である農産物を生産する場であるということを踏まえ、農場内の整理整頓を進め、不要なゴミや廃農機具を除去するとともに、花や樹木の植栽による美化を推進し、さらには、農場看板などを整備することにより、住みよい環境づくりと良好な農村景観形成を図ることが必要です。

このため、農業者や集落単位の取組により、農場や農場周辺の整理・整頓、美化活動を推進するとともに、農業者や農業団体等の機運の高まりなどに応じ、農場看板などの整備を検討することとします。



(花畑)



(農場看板)

(2) 農林漁業体験やグリーン・ツーリズム等の推進

農林漁業体験や修学旅行生の受け入れ等については、現在、農業者等集団の一部や関係機関・団体などが中心となって受け入れておりますが、せたな町の豊かな自然や美味しい農水産物は他の地域に負けない魅力を持っています。こうした取組が将来、せたな町への移住や応援団の確保、観光客の増などにつながることから、農業者や関係団体等が主体となって取り組むよう推進します。

ファーム・インや農村レストランなどグリーン・ツーリズムについては、他の地域で取組が拡大していますが、農業者や関係団体の機運醸成を踏まえ取り組むこととします。



(農林漁業体験の受け入れ風景 (そば打ちとアイスクリームづくり))

(3) 環境と調和した農業の推進

ア クリーン農業、有機農業、自然栽培など環境保全型農業の推進

せたな町では、豊かな自然と優れた環境を活かし、自然栽培や有機農業、クリーン農業、自然循環型畜産など環境と調和した農業が一部で取り組まれています。また、この農法に取り組む農業者が連携し、加工品の開発や農村レストラン、農林漁業体験など特色ある取組が展開されています。

こうした取組は、より安全・安心な農産物を求める消費者の期待に応えるとともに、地域をPRする有効な手段として期待されることから、農業者等の機運の高まりに応じその普及・拡大を推進します。

また、道内外の先進地では、有機農業など環境保全型農業をPRの手段としていることから、そうした先進事例を参考に環境保全型農業の町としての可能性を検討します。

イ 自然循環型畜産の推進（再掲）

地域や経営内での自給飼料の確保をめざし、草地基盤の計画的な整備のほか、家畜排せつ物の適正処理と活用や、経営の実情に応じた放牧技術の導入など、自給飼料基盤に立脚し、環境と調和した自然循環型畜産を推進します。

家畜の生理に即したストレスの少ない飼養管理を進め、家畜を快適な環境で飼育することにより、安全で良質な畜産物を供給する取組を推進します。



(有機酪農)

(有機農業 (なたね))

ウ 家畜排せつ物の適正管理と有効活用の促進及びバイオマス資源の利活用の促進（再掲）

家畜ふん尿のたい肥・液肥等としての有効利用を促進するとともに、町をはじめとする関係機関・団体が連携した指導・助言を行い、適正な管理を推進するとともに、稲わらとの交換など耕畜連携を推進します。

町内に豊富に存在するバイオマス資源や太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーについて、石油代替資源として生産・利用について研究します。

エ 農業系廃棄物の適正処理の推進

農業用廃プラスチックについては、リサイクルを基本とした適正処理を推進するとともに、排出量の抑制に向けて代替資材の普及を推進します。

農薬については、適正な使用及び管理を推進します。

有機性廃棄物に由来するたい肥などの利用にあたっては、特殊肥料の安全性確保や有機質資材の適正使用を指導するとともに、適正な施肥を推進します。

オ 農業施設による地域環境負荷の低減

農業用水の取水は時に、頭首工の設置等により河川を分断し、サケマス類の遡上等河川環境に大きな影響を与えているものもあります。今後、新設するものはもちろん、既存の施設についても営農に支障がない範囲で順次その影響を解消し、河川並びに海洋も含めた町内自然環境と調和した農業の推進に努めます。

(4) 農業・農村文化の維持・継承

せたな町は、開拓時から全国の様々な地域から人々が入植し今日に至るまで、それぞれの出身地域の歴史や文化と北海道の新たな歴史と文化が交じり合い、地域ごと家庭ごとに文化として連綿と受け継がれてきました。このため、せたな町の農業と農村の歴史と文化への理解を深め、その維持・継承を図ることとします。



(人形浄瑠璃真駒内一座の人形)



(太田神社)



(日本人初の女医「荻野吟子」)



(真駒内神社例大祭)